

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画

～「子どもたちの笑顔」のあふれるまち かわさき～



平成 26 年 2 月 川崎市

はじめに



子どもの虐待は、心身の成長のみならず人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、身体だけでなく、心にも大きく深い傷を残し、時には子どもを死に至らしめるという重大な事件に発展することもあります。

また、虐待を受けた子どもが親になり自分もまた虐待を繰り返すという「世代間連鎖」を引き起こすこともあり、将来にわたって世代への影響も懸念されることから、社会全体で取り組まなければならない大変重要な問題です。

本市では、平成 22 年度以降児童相談所における児童虐待の相談・通告件数が 1,000 件を超えるという状況にあり、また、平成 24 年 10 月には子どもを虐待から守る施策の推進と子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。

このような状況の中、平成 25 年 3 月には児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実し、児童虐待のないまちづくりを推進するための方向性を示した「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定しました。

この度の事業推進計画は、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」に基づく児童虐待対策をはじめとする児童家庭支援施策を具体化するためのものであり、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の取組等を取りまとめたものです。

今後、この事業推進計画に基づき、国の動向や本市の児童虐待の発生状況等子どもを取り巻く社会環境の変化に対応しながら、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会、～「子どもたちの笑顔」のあふれるまち かわさき～を目指した取組を推進していきます。

平成 26 年 2 月
川崎市長 福田 紀彦

目次

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 児童虐待を取り巻く状況

- 児童虐待を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 計画の基本的な考え方

基本的な考え方及び方針

- 1 子ども・子育てを支援する地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応・・ 3
- 3 専門的支援の充実と人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第4章 事業推進計画

- 1 地域での子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 虐待の発生予防策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 早期発見・早期対応の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 専門的支援の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 社会的養護の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 地域連携・広域連携等の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 7 人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

資料編

1	計画策定の経過	29
2	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画の策定及び検討体制	30
3	地域の子育て家庭のリスク状況（イメージ）と各専門部会での検討事項	31
4	川崎市子どもを虐待から守る条例	32
5	子育て支援・児童虐待対策推進委員会設置要綱	35
6	子育て支援・児童虐待対策推進委員会開催状況	38
7	各専門部会検討状況まとめ	39

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

近年、核家族化の進行や地域でのかかわりの希薄化などにより子育て家庭の孤立化が進み、親の子育てに対する不安感や負担感が増大しています。また、全国的にも児童虐待の相談通告件数も増加し、子どもが虐待により死亡する事件も多発しています。

虐待は、子どもの身体のみならず、心にも大きくそして深い傷を残し健やかな成長に深刻な影響を与えるとともに、虐待を受けた子どもが親になり自分もまた虐待を繰り返すという世代間で虐待の連鎖を引き起こすこともあり、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが考えられます。

本市でも、児童虐待相談通告件数は年々増え続け、また、過去に児童虐待による死亡事件が3件発生するなど、児童虐待への対応が喫緊の課題となり、子育て支援を含めた全市的な施策の充実が求められています。

そのような状況の中、平成24年10月に児童虐待のないまちづくりを推進することを基本理念とする「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定され、平成25年4月1日に施行されました。さらに、児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実し、条例の基本理念を推進するため、平成25年3月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定しました。

本市では、この基本方針に基づき児童虐待対策をはじめとする児童家庭支援施策を具体化し着実に推進するため、平成25年に庁内検討組織である「子育て支援・児童虐待対策推進委員会」の下に4つの専門部会を設置し、検討課題を抽出し検討を行い、基本方針を踏まえ本事業推進計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」は、平成25年3月に策定した「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」に基づく事業推進計画であり、行政機関や関係機関において具体的に施策を推進するため、PDCAサイクルに基づく必要な役割や事業目標、各種事業の実施内容、手段、連携の方策などを示すものです。

3 計画の期間

「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」は、平成25年度から平成29年度までの5か年を児童家庭支援・虐待対策施策を推進するための計画期間として策定し、上位の計画等との整合性を図りながら施策目標を策定します。

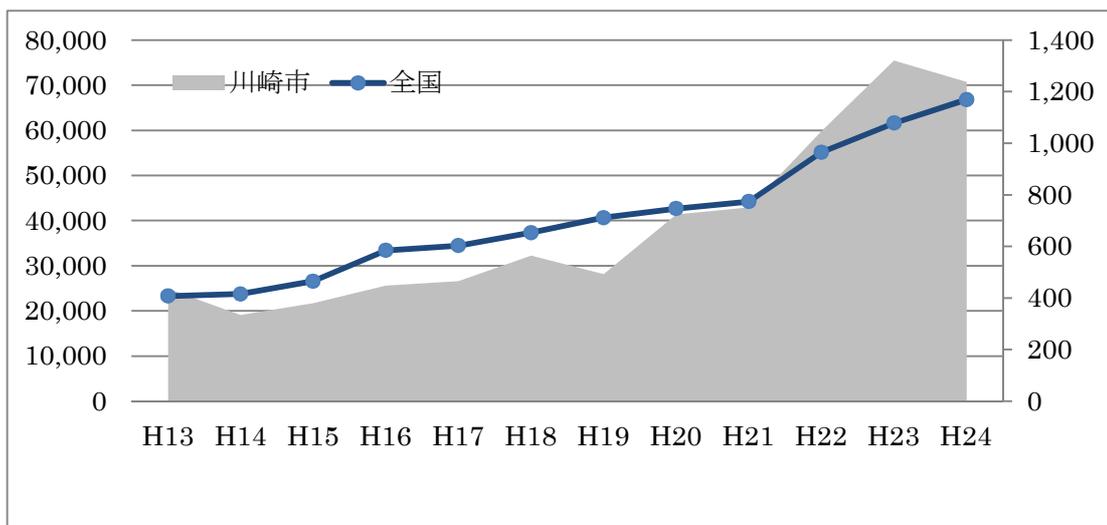
第2章 児童虐待を取り巻く状況

児童虐待を取り巻く状況

全国的な児童虐待の状況については、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、平成24年度においては66,807件（速報値）で、集計を開始した平成2年度（1990年）から21年連続で増加し続けており、児童虐待防止法施行前の平成11年度（11,631件）に比べ5.1倍に増加しています。

本市の児童虐待の状況については、平成24年度においては1,237件と平成22年度以降1,000件を越える状況となっています。相談・通告の種別を見ると、近年心理的虐待の件数の増加が著しく、平成24年度では全体の5割を超えています。平成16年からの改正児童虐待防止法で子どもの面前での配偶者間暴力（DV）は心理的虐待となったことから、この件数にも配偶者間暴力（DV）の目撃や近隣からの泣き声通告も含まれています。また、主な虐待者を見ると、実母が55.9%と最も多くなっています。子どもと接する時間が多く、子育て中の実母が虐待者になってしまう傾向が強くなり、実母の養育負担の大きさが伺えます。

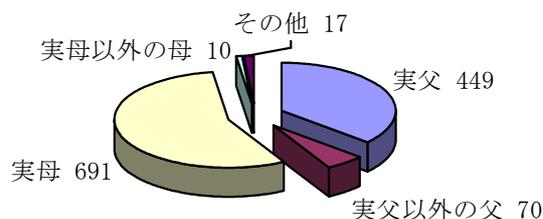
～虐待相談・通告件数の推移～



～本市における主な虐待者（過去3年間）～

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
平成24年度	449	70	691	10	17	1,237
平成23年度	478	80	741	5	16	1,320
平成22年度	359	59	606	10	13	1,047

平成24年度



第3章 計画の基本的な考え方

基本的な考え方及び方針

1 子ども・子育てを支援する地域づくり

地域の子どもが健全に成長していくよう家庭で安心して子育てをしていくために、また、児童虐待の未然防止に向けて、地域と家庭の日常の交流・コミュニケーションの中で、子育て家庭が地域の協力や温かい見守りを受けながら、主体的・自立的に子育てができる環境を整備します。また、育児不安やハイリスクの家庭からのSOSを地域で把握した際に、行政機関に素早くつなげることができる環境の整備を行います。

【方針1】地域での子育て支援の充実

【方針6】地域連携・広域連携等の強化

2 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応

子育て家庭において、子どもの発達状況や保護者の心身の状態、夫婦関係、経済的な状況などの様々な要因により、一般の家庭、育児不安・ハイリスクの家庭、要保護家庭という家庭の置かれる状況は相互に流動的に変化していくものです。そのような中で、子育て家庭に関わる関係者・関係機関が、それぞれの家庭に対して相互に連携を図りながら適切に役割を果たし、子育て家庭における虐待を未然に防止するとともに、要支援者を早期に発見し、必要な支援を迅速かつ適切に対応できる仕組みを構築します。

【方針2】虐待の発生予防策の推進

【方針3】早期発見・早期対応の充実

3 専門的支援の充実と人材育成

虐待事例への支援においては、通告の受理、虐待の発見から支援の終結まで、幅広い専門的な視点が必要です。多職種の専門職がチームとなり協働して、それぞれの専門性を発揮することにより、多様化・複雑化している支援ニーズに対して、的確なアセスメントに基づく一貫性・継続性のある支援を提供します。そのためには、児童家庭支援分野に精通する専門的な人材を育成し、配置する仕組み作りが重要です。児童相談所や区役所保健福祉センター、本庁部門に求められる役割と業務のあり方の構築と併せて、専門職の育成と確保に向けた中・長期的な視野に立った人材育成に取り組みます。

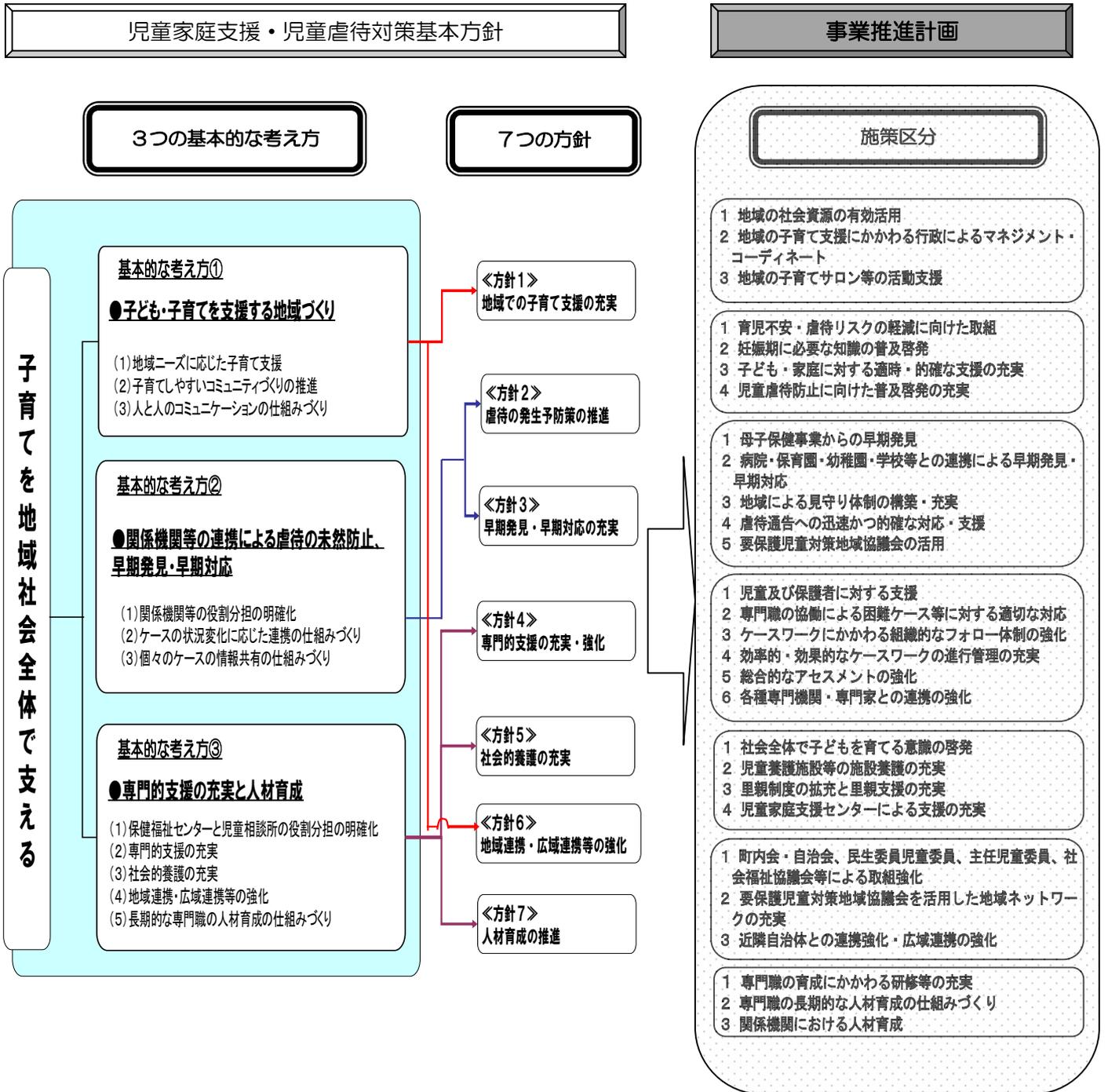
【方針4】専門的支援の充実・強化

【方針5】社会的養護の充実

【方針7】人材育成の推進

～計画の体系図～

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」に基づく事業推進計画



第4章 事業推進計画

事業推進計画においては、平成25年度から平成29年度までの施策目標を設定し、本市の児童家庭支援・児童虐待対策施策を推進していきます。

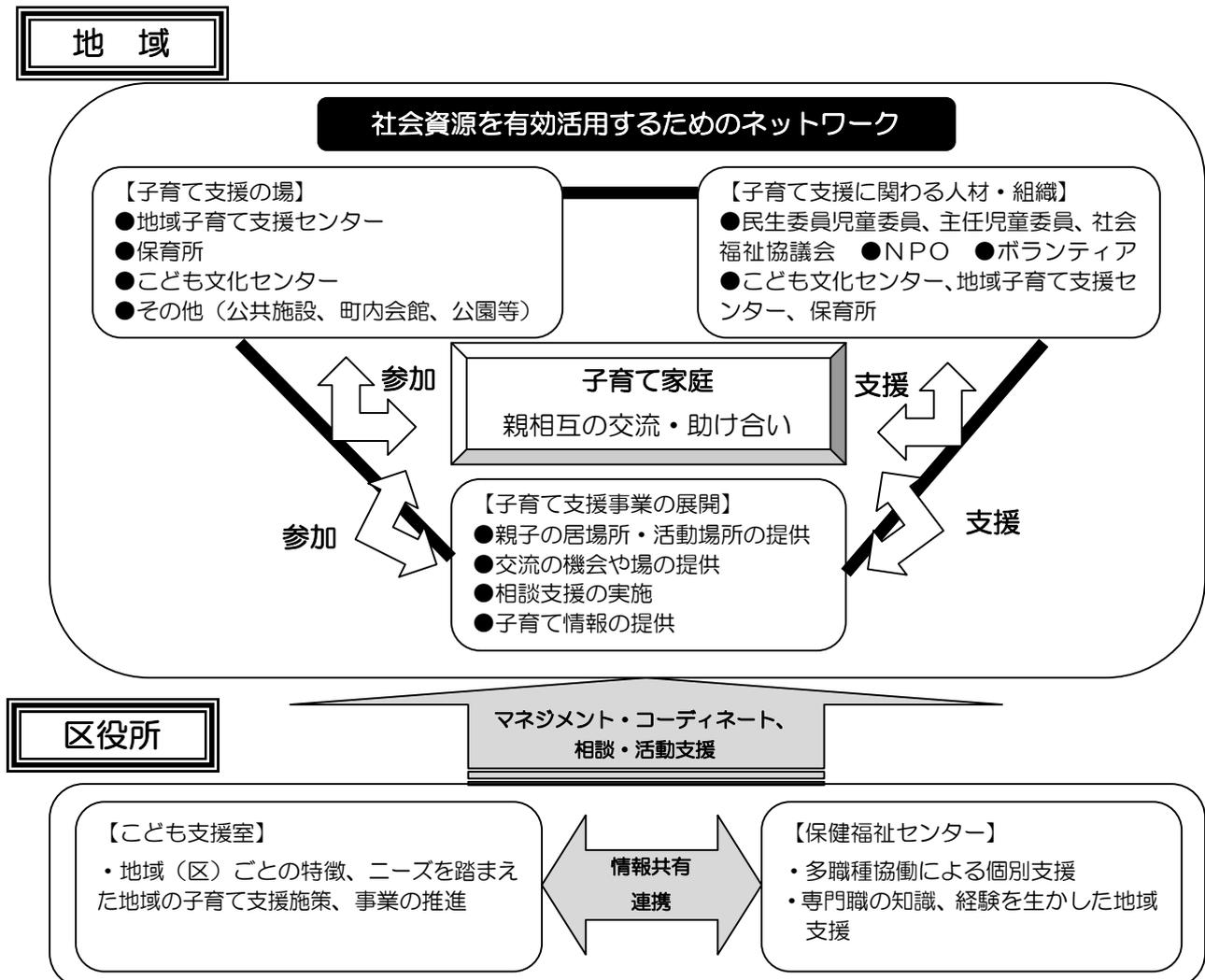
1 地域での子育て支援の充実

若い世代の転入増や核家族世帯の増加、都市化の進展により地域社会とのつながりが希薄となり、孤立感や負担感を持ちながら子育てをする家庭が増加しています。

このような家庭が育児不安に陥ることなく、安心して子育てを行うためには、行政による直接的・個別的な支援のみならず、地域で子育て家庭を温かく見守り、支援していくことが重要です。

そのために地域に身近な行政機関である区役所が、子どもや子育てを支援するために地域の社会資源（場、人材等）を有効に活用し、地域での子育て支援活動をマネジメント・コーディネートするとともに、地域の子ども・子育て支援に関わる様々な機関・団体が連携し、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進します。また、子育てサロン等地域での子育て支援活動がより充実するよう支援し、行政サービス等の情報を提供するとともに、適切な支援につなげられるよう関係機関等との十分な連携を図ります。

～地域における子育て支援に関わる社会資源との協働の仕組みづくり～



施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
地域の社会資源の有効活用	<p>●地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり</p> <p>■保育所併設型地域子育て支援センターの開設（2か所）</p>	<p>■地域子育て支援センター事業の運営の方向性を踏まえた運営手法の見直し</p>	<p>■「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画」との整合性を踏まえた事業推進</p>	→	事業推進
	<p>■ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力向上の推進</p>	→	<p>■「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画」との整合性を踏まえた事業推進</p>	→	事業推進
	<p>■子育て支援にかかわる関係機関・団体等とのネットワーク会議の開催</p>			→	事業推進
	<p>■子育てグループ等への各種支援及び連携</p>			→	事業推進
	<p>■育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応</p>			→	事業推進
	<p>■関係機関との連携による子育て家庭への支援の充実</p>			→	事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
地域の子育て支援にかかわる行政によるマネジメント・コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子育て支援にかかる仕組みづくり 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子ども・子育て支援に係る情報の把握・分析及び支援に向けた企画・調整 				
	<ul style="list-style-type: none"> ■ こども支援室が中心となり保健福祉センター等関係部署との連携による地域活動への支援 				事業推進
地域の子育てサロン等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援にかかわる機関との連携強化 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援 				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援の適切な情報提供、連携の充実 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ■ こども支援室及び保健福祉センターによる地域の子育て情報の収集・発信 				

2 虐待の発生予防策の推進

母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査事業等において、子育てに必要な情報提供を積極的に行うとともに、思春期からの保健教育の充実に努めます。また、育児不安等様々な相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援が実施できるよう相談支援体制の充実に努めます。

児童虐待防止について、市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めるため、関係機関等と協働しながら11月の「児童虐待防止推進月間」での啓発活動の充実に努めます。

施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度以降
育児不安・虐待リスクの軽減に向けた取組	<p>●思春期からの保健教育の推進及び妊娠期からの子育てに必要な情報提供</p> <p>■小・中高等学校等での思春期保健相談の実施</p>				事業推進
	<p>■母子健康手帳交付時等の機会をとらえた相談支援の充実</p>				事業推進
妊娠期に必要な知識の普及啓発	<p>●妊婦健康診査の受診勧奨及び子育てに必要な知識等の普及啓発</p> <p>■妊婦健康診査受診率の向上に向けた取組の推進</p>		<p>■「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」との整合性を踏まえた事業推進</p>		事業推進
	<p>■母子健康手帳記載内容の充実及び乳幼児健康診査等母子保健事業を通じた普及啓発の推進</p>				事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<p>■ 妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実に向けた検討</p>			→	事業推進
	<p>■ 妊娠・育児に関する学習・実習（プレパパ・プレママ教室）の機会の提供</p>			→	事業推進
子ども・家庭に対する適時・的確な支援の充実	<p>● 的確な相談・支援ニーズの把握と必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援の充実</p>				
	<p>■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問等）等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握</p>			→	事業推進
	<p>■ 相談支援に従事する専門職の充実、業務ガイドラインの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化</p>			→	事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■産後ケア事業 による早期相談 支援の検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■産後ケア事業 による早期相談 支援の実施 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■産後ケア事業 による早期相談 支援の充実 </div>	→	事業推進
児童虐待防止に向けた普及啓発の充実	●児童虐待防止等 に向けた啓発活動 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■民生委員児童 委員・主任児童 委員等関係団体 と連携した啓発 活動の実施 </div>			→	事業推進

～参考～

○こんにちは赤ちゃん訪問とは・・・・・・・・

子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区保健福祉センターが主催する研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を提供します。

○産後ケア事業とは・・・・・・・・

産後4か月未満の母子を対象に宿泊によるショートステイや日帰りによるデイケアで母体や乳児のケア、育児の指導や相談などを行います。生後4ヶ月未満の子どもとその母親で、産後に育児不安や体調不良があり、家族などから援助が受けられない方を対象とした事業です。

○（仮称）子ども・子育て支援事業計画とは・・・・・・・・

市町村は、国の定める基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域・子ども支援事業の提供体制の確保その他子ども子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとしています。

本市では、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とし、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」、その他「子ども・子育て関連3法」に基づく取組について、地域のニーズを反映して策定することとしています。

3 早期発見・早期対応の充実

妊婦健康診査実施機関との連携を強化し、行政による支援が必要な妊婦への適切なアプローチを行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業を推進し乳幼児健康診査未受診者の状況を把握し、適切な対応を図ります。また、母子保健情報を一元的に管理し、子育て家庭の状況に合わせた的確な支援を提供できるよう活用するとともに、児童相談所や保健福祉センターとの日常的な連携はもとより、病院や保育園、学校等との連携により早期発見・早期対応に努めます。

虐待通告については、児童相談所と保健福祉センターがそれぞれの役割と機能を生かし連携して対応するとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関の円滑な連携・協力により要支援家庭に対する支援の定期的な進行管理と情報の共有を図り、適切な対応を図ります。

施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
母子保健事業からの早期把握	<p>●妊婦健康診査実施医療機関との連携強化</p> <p>■要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実</p>				事業推進
	<p>●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問）の推進</p> <p>■乳児家庭全戸訪問の充実（90.0%実施）</p>	<p>■乳児家庭全戸訪問の充実（92.0%実施）</p>	<p>■「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」との整合性を踏まえた事業推進</p>	事業推進	
	<p>●乳幼児健康診査未受診者の状況把握と対応</p> <p>■乳幼児健康診査受診率の向上（全乳幼児健診受診率平均 90.0%）</p>	<p>■乳幼児健康診査受診率の向上（全乳幼児健診受診率平均 90.5%）</p>	<p>■乳幼児健康診査受診率の向上（全乳幼児健診受診率平均 91.0%）</p>		事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<p>■乳幼児健康診 査未受診者に対 する適切な支援 の実施</p> <p>●乳幼児健康診査 事業における健診 委託医療機関との 連携強化</p>				事業推進
	<p>■委託医療機関 との連携手法の 検討</p>	<p>■母子保健事業 の充実・強化を 踏まえた委託医 療機関との連携 手法の検討</p>	<p>■新たな手法に よる委託医療機 関との連携</p>		事業推進
	<p>■母子保健情報 の現状把握及び 活用状況の確認</p>	<p>■母子保健情報 の一元管理手法 の検討</p>	<p>■母子保健事業 の充実・強化を 踏まえた母子保 健情報の一元管 理手法の検討</p>	<p>■母子保健情報 の一元管理の実 施</p>	事業推進
	<p>■支援を必要と する家庭への養 育支援訪問の実 施</p>		<p>■「(仮称) 子ど も・子育て支援 事業計画」との 整合性を踏まえ た事業推進</p>		事業推進
病院・保育園・幼稚園・ 学校等との連携による 早期発見・早期対応	<p>●関係機関、児童相 談所、こども支援室 及び保健福祉セン ターとの連携</p> <p>■連携会議等を 活用した情報共 有の推進</p>				事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
地域による見守り体制の構築・充実	<p>●保健福祉センターと民生委員児童委員等地域の支援者との連携強化</p>				事業推進
	<p>■こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実</p>				
	<p>■こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催</p>				
虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援	<p>●児童相談所と保健福祉センターの役割に基づく連携、個別ケースへの適切な支援</p>				事業推進
	<p>■「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践</p>				
	<p>■要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び保健福祉センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認</p>				

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
要保護児童対策地域協議会の活用	<p>● 関係機関の円滑な連携・協力の確保</p> <p>■ 全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有の推進</p>				事業推進

～参考～

○児童家庭相談援助とは・・・

従来、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされていましたが、改正児童福祉法により平成 17 年 4 月から市町村が児童家庭相談に応じることが明確に規定され、市町村は家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題等を的確に捕らえ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うこととなりました。

○要保護児童対策地域協議会とは・・・

児童福祉法 25 条の 2 に規定される「地域のネットワーク推進」のための協議会です。要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るための「子どもを守る地域支援ネットワーク」です。また、児童虐待予防の観点から、平成 20 年から協議の対象が、要保護児童だけでなく要支援児童やその保護者、特定妊婦に拡大されました。

4 専門的支援の充実・強化

被虐待児童に対しては、身体的・精神的発達に向けた支援や虐待のトラウマへの個別的なケア、生活環境の整備、将来の自立に向けた支援の充実を図り、また、保護者に対しては、虐待への認識や家族再統合の支援、親子の再虐待を予防する支援など専門的な支援の充実を図ります。

児童相談所及び区役所保健福祉センターがそれぞれの役割と権限に基づき専門性を発揮し、効率的・効果的なケースワークの進行管理を行いながら組織的な判断により個々のケースの状況に応じた適切な支援を行います。より高い専門性を求められる事例への対応にあたっては、精神保健福祉センターや障害者更正相談所などの専門機関と連携した支援を充実させるとともに、医師や弁護士など専門家と協力・連携した対応の充実を図ります。

施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
児童及び保護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童に対する支援の充実 ■ 関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親等）の連携による専門的な支援充実 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童相談所一時保護所運営に関するガイドラインの検討及び策定 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に対する支援の充実 ■ 関係機関（区役所、児童相談所及び医療機関等）の連携による専門的支援の充実 				事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<p>■ 家族支援の充実</p>	<p>■ 家族再統合 (児童相談所) 及び家族支援 (保健福祉センター)の充実に 向けた検討</p>	<p>■ 家族再統合及 び家族支援の充 実</p>	→	事業推進
専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応	<p>● 児童相談所及び保健福祉センターでの専門職による支援の充実</p> <p>■ 各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践</p>			→	事業推進
ケースワークにかかわる組織的なフォロー体制の強化	<p>● 児童相談所及び保健福祉センターでの取組の強化</p> <p>■ 各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践(再掲)</p>			→	事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
効率的・効果的なケースワークの進行管理の充実	<p>● 児童相談所及び保健福祉センターでのケース進行管理手法の検証</p> <p>■ 児童相談所でのケース進行管理ソフトを活用したケース進行管理の実践</p> <p>■ 保健福祉センターでの「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践</p>	<p>■ ケース進行管理ソフトの児童相談所間でのネットワーク化の検討</p> <p>■ 「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践</p>	<p>■ ケース進行管理ソフトの児童相談所間での連携及び保健福祉センターとのネットワーク化の検討</p>	<p>■ ケース進行管理ソフトの児童相談所間での連携及び保健福祉センターとのネットワーク化の実施</p>	事業推進
総合的なアセスメントの強化	<p>● 児童相談所及び保健福祉センターでのリスクアセスメント指標の作成と活用</p> <p>■ リスクアセスメント指標の作成及び適切な支援の実施</p> <p>● 児童相談所及び保健福祉センターでの緊急受理会議等に基づく組織的アセスメントの実施</p> <p>■ 多職種協働による総合的な判断の実施</p>				<p>事業推進</p> <p>事業推進</p>

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<p>●児童相談所及び保健福祉センターでの組織的・総合的な再アセスメントの実施</p> <p>■多職種協働による総合的な判断の実施（再掲）</p>				事業推進
各種専門機関・専門家との連携強化	<p>●専門機関や医師、弁護士等専門家との協力、連携した対応の推進</p> <p>■療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進</p>				事業推進

～参考～

○リスクアセスメント指標とは・・・

児童虐待は、様々なリスク要因が絡み合って起こるものであるため、リスク要因を有する家庭をできるだけ早期に把握することが重要です。関係機関がリスク要因を持つ家庭の状況や問題点を共通で理解するとともに、重症度の判断や具体的な支援内容を認識するために、リスクアセスメント指標を活用します。

5 社会的養護の充実

支援を必要とする子ども達とのかかわりについて社会全体で社会的養護の必要性を理解するための啓発活動を充実させるとともに、家庭養護・家庭的養護を推進するなど社会的養護の「質」の向上に努めます。また、児童養護施設等の新設・改築を行い施設養護の充実を図るとともに里親会と連携・協力して里親制度を拡充し、里親支援の充実に努めます。

施設入所ではなく、家庭における見守りが必要なケースについては、児童相談所と児童家庭支援センターが連携し、必要な助言・援助を行うなど支援の充実に努めます。

施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
社会全体で子どもを育てる意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的養護の意識啓発、「質」の向上に向けた取組の推進 				
	<ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上のための支援の充実 			→	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ■国の指針に基づく社会的養護体制（家庭的養護の推進）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■「都道府県推進計画」に基づく計画の検討及び策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「都道府県推進計画」に基づく家庭的養護の推進 	→	事業推進

～参考～

○都道府県推進計画とは・・・

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進に向けて、都道府県が調整を行った上で平成27年度を始期とする計画を策定します。この計画では社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進します。

○児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）とは・・・

心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたって生き辛さを感じて心理治療を必要とする子ども達を、入所あるいは通所させて治療を行う施設です。子ども達の社会適応能力の育成を図り、将来健全な社会生活を営むことができるようになることを目指します。

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
児童養護施設等の施設 養護の充実	<p>●児童養護施設の新設</p> <p>■白山愛児園の開設・運営（児童養護施設1か所、児童家庭支援センター1か所併設）</p>				事業推進
	<p>■（仮称）南部総合児童福祉施設の建設</p>	<p>■開設・運営（児童養護施設1か所、児童家庭支援センター1か所併設）</p>			事業推進
	<p>●施設型ファミリーグループホームの充実</p> <p>■市内5か所での運営（中原1、宮前2、多摩2）</p>	<p>■施設型ファミリーグループホームの新設（1か所）</p>	<p>■施設型ファミリーグループホームの拡充</p>		事業推進
	<p>●児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）の整備</p> <p>■（仮称）こども心理ケアセンターの基本・実施設計</p>	<p>■建設工事</p>	<p>■開設・運営</p>		事業推進
	<p>●既存児童養護施設の改築</p> <p>■新日本学園改築の実実施設計</p>	<p>■建設工事</p>	<p>■供用開始（児童家庭支援センター1か所併設・開設）</p>		事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<p>■川崎愛児園改築の基本設計</p> <p>●施設支援の充実</p> <p>■自立支援計画に基づく適切な支援の充実</p> <p>●子育て短期支援事業の拡充</p> <p>■白山愛児園開設に伴うショートステイ事業の実施（1か所）</p>	<p>■実施設計</p> <p>■（仮称）南部総合児童福祉施設開設に伴うショートステイ事業の実施（1か所）</p>	<p>■建設工事</p> <p>■（仮称）子ども・子育て支援事業計画との整合性を踏まえた事業推進</p>	<p>■供用開始（児童家庭センター1か所併設・開設）</p>	<p>事業推進</p> <p>事業推進</p> <p>事業推進</p>
里親制度の拡充と里親支援の充実	<p>●里親家庭の拡充</p> <p>■ふるさと里親登録家庭の拡充（登録数 48 組）</p> <p>■里親の登録数増加に向けた広報・啓発及び養育技術向上のための研修の実施（里親登録数 115 組、委託数 52 組）</p>				<p>事業推進</p> <p>事業推進</p>

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<ul style="list-style-type: none"> ●里親委託の推進 ■児童ファミリーグループホームの充実（3か所）に向けた取組の推進 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●里親支援の充実 ■里親支援機関による里親支援の充実に向けた取り組みの推進 				事業推進
児童家庭支援センターによる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な助言・援助及び継続的な見守りの実施 ■児童家庭支援センターによる子育て相談の実施 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ■児童家庭支援センターの開設（1か所：白山愛児園併設） 	<ul style="list-style-type: none"> ■児童家庭支援センターの開設（1か所：南部総合福祉施設併設） 	<ul style="list-style-type: none"> ■児童家庭支援センターの開設（1か所：新日本学園併設） 	<ul style="list-style-type: none"> ■児童家庭支援センターの開設（1か所：川崎愛児園併設） 	事業推進

～参考～

○ふるさと里親とは・・・

児童福祉施設等に入所している児童を短期間（概ね 10 日）ふるさと里親に委託し、家庭的雰囲気を経験させるとともに、里親委託の推進及び里親制度の普及を図ることを目的として実施しています。

○子育て短期支援（ショートステイ）事業とは・・・

保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、家庭で一時的に児童の育児が困難な場合に、原則、6泊7日以内で児童を預かる事業です。

6 地域連携・広域連携等の強化

各区役所を中心に町内会・自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した様々な施策を展開します。また、要保護児童対策地域協議会を活用して地域ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見・早期対応や実効性のある支援を実施します。

支援を行っている家庭が市域内はもとより、県内外に転居した場合は、虐待の再発防止と援助の継続性を担保するために、県内自治体との連携を強化するとともに県域を超えた広域連携を強化していきます。

施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
町内会・自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等による取組強化	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体等と連携した施策の展開 ■こども支援室及び保健福祉センターと子育て支援機関等との連携、事業施策の推進 			→	事業推進
要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市の代表者会議を活用した市全域のネットワークの充実 ■児童家庭支援・虐待対策室による調整機関としての円滑な運営 			→	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●区の実務者会議を活用した区レベルでのネットワークの充実 				
	<ul style="list-style-type: none"> ■保健福祉センターによる円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施 			→	事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
近隣自治体との連携強化・広域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内自治体との連携強化 ■ 5 県市共通ルールに基づく連携 			→	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 県域を超えた広域連携の強化 ■ 児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携 			→	事業推進

～参考～

○5 県市共通ルールとは・・・

要保護児童等が転居後も支援が中断しないよう神奈川県内の市町村（政令市及び児童相談所設置市を含む）の要保護児童対策地域協議会調整機関の間における、県内での自治体を超える転居に伴う情報を提供する仕組みをいいます。

7 人材育成の推進

「第3次人材育成基本計画」、「第3次局別人材育成計画」に基づき、保健・医療・福祉等の専門職育成に関わる研修等を充実し、長期的な人材育成の仕組みを構築し、専門職の人材育成を着実に推進します。また、行政機関の職員とともに関係機関の職員の資質向上のための人材育成に取り組みます。

施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度以降
専門職の育成にかかわる研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属における研修の取組 ■各職場・職種ごとの OJT、OFF-JT の実践 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種集合研修の実施 ■専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の推進 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●職場交流研修の取組 ■児童相談所及び保健福祉センター間における新人・新任職員対象研修のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■新人・新任職員に対する児童相談業務研修の実施 			事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
専門職の長期的な人材育成	<p>●職種別人材育成の取組</p> <p>■「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進</p>				事業推進
	<p>●計画的なジョブローテーションの取組</p> <p>■「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの検討</p>	<p>■計画的なジョブローテーションの実施</p>			
関係機関における人材育成	<p>●要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関における人材育成の推進</p>				事業推進
	<p>■要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実</p>				

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

本市では、本事業推進計画の基となる「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を平成25年3月に策定しました。

さらに、平成25年4月には、児童虐待対策について関係機関が有機的に連携を図り、一貫性・継続性のある支援を提供するための体制整備を図るため「児童家庭支援・虐待対策室」を設置しました。

また、平成25年4月1日に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が施行され、条例の基本理念に基づき虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会を形成するため、子どもを虐待から守る様々な施策の推進に取り組んでいます。

一方、国においては平成23年の「民法等の一部を改正する法律」の施行等を受けて「子ども虐待対応の手引き」が昨年8月に改訂され、児童相談所と市区町村がより連携した取組を行うことが求められるなど、児童虐待への対応を強化することが求められています。

このような国の動向や本市の児童虐待の発生状況等子どもを取り巻く社会環境の変化にも適切に対応しながら、子どもの最善の利益に配慮し、子どもの安全を最優先に考えた虐待のないまちづくりを推進するため、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」における着実な事業の推進を図っていきます。

2 計画の推進体制

本市では、これまで児童相談所を中心に児童虐待対策への取組を推進してきました。

本計画の推進にあたっては、本市の児童虐待の発生状況等の変化に適切に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、庁内関係局・区で構成する「川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会」において、全庁的な対応を図りながら「子どもたちの笑顔」のあふれるまち かわさきの実現を目指した取組を推進していきます。